

コートジボワールにおける問題点と要望

	区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	統一商事規則	<p>個別の指摘事項はないが、西、中部アフリカのフランス語圏を中心に、国を越えてOHADAと呼ばれる統一商事規則の運用が広がる動きがあり、欧州(大陸法)の法体系に準じた、共通商事規則の運用を選考する国が増えている。</p> <p>英米法がまず眼中にある日本企業にとっては、プロジェクトに関わる際に、入口で思わぬ障害となる可能性がある。OHADAの中身自体は、一部仲裁地の問題などがあるかもしれないが、EUの支援により整備されてきた経緯からも、欧州企業にとってある程度受け入れられるものの可能性が高く、日本勢としても、ある程度勉強して、日本企業にとっての課題を整理してみても良いかと、感じている。</p>		